

第22回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年1月8日(金)午後2時05分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市農業センター講習室
- 3 定数及び現員数 定員16名 現員15名
- 4 出席委員 13名
 - 1番 小倉哲也
 - 2番 山寄和雄
 - 3番 栗原寛光
 - 4番 陸野光男
 - 5番 小泉勝彦
 - 6番 石川和利
 - 8番 関巖
 - 10番 田中幸一
 - 11番 切替一弥
 - 12番 渡辺義一
 - 13番 注連野千佳代
 - 14番 時田善夫
 - 15番 中山明
- 5 欠席委員 2名
 - 7番 石渡正明
 - 9番 渡邊美代子
- 6 出席事務局職員 3名
 - 森事務局長
 - 齊藤主幹
 - 山田主査

◎開 会

令和3年1月8日午後2時05分 開会

○事務局長（森 博君） お忙しい中、農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

初めに、会長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） それでは、皆さん、改めまして明けましておめでとうございます。本年もよろしくお祈り申し上げます。

令和になりまして2回目の正月ということで、1回目のお正月のときにはたしか台風の災害の話で、大変な思いをしたことをお話したと思います。今回はコロナの新型ウイルスの影響で、本日、緊急事態宣言が出されましたけれども、なるべく早くこのコロナのほうを終息させまして、また皆さんと一緒に会食でもできるようになればいいなと思っておりますので、ひとつよろしくお祈り申し上げます。

○事務局長（森 博君） ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います

総会の議事は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） それでは、しばらくの間、進行役のほう務めさせていただきます。よろしくお祈りいたします。

ただいまより第22回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、15名中13名でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。7番、石渡正明委員、9番、渡邊美代子委員。

◎議事録署名委員の指名

○議長（小泉勝彦君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

1番、小倉哲也委員、2番、山崎和雄委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第1号の整理番号1について説明いたします。

議案の1ページを御覧ください。本件は、令和2年12月18日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が、市内在住の個人が所有する農地について使用貸借権を設定しようとする

案件です。譲渡人は高齢のため、譲受人に耕作してもらいたいとのことです。譲受人は、農業経営拡大のため使用貸借権を設定して耕作したいとのことです。

総会資料の1ページの位置図、2ページの概要図及び3ページの現地写真を御覧ください。場所は、蔵波字赤池です。現地を確認したところ、現地は畑で耕作されていました。

総会資料の4ページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。農機具などについては、耕耘機を所有しています。

なお、水田を所有しておりますが、水田については、農機具が必要な作業は、他の農業者に作業委託しているとのことです。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で210日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、今回の権利設定後は、耕作面積が61アールとなることから、50アール要件を満たしています。地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、権利者住所地担当委員及び申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

まず、権利者住所地担当委員の4番、陸野光男委員。

○4番（陸野光男君） 4番、陸野です。12月26日午後1時半より、田中委員と譲受人の〇〇〇さんの3名で現地の確認をしました。総会資料の2ページを御覧ください。〇〇〇という畑はかなり大きな畑で、形もちょっと複雑な格好をしていますが、斜めの線の引いてある山林部分というのは木を植樹したようで、それが山林になったようで、3ページの1の写真を見ると大分木が茂っているのが分かります。その1の下の畑は、キャベツとかブロッコリー、ネギ、タマネギ、あとソラマメとか、いろいろな野菜を少しずつですが、植えてありました。自家用という感じで、大きな家庭菜園のような感じでした。

写真2のほうは、その反対側なのですけれども、やはりあちこちにいろいろ苗物が、少しずつですが、植えてありました。そして、畑は、大きな草はなく、すごくきれいになっていました。本人は、耕耘機でやると言っていたのですが、やれないことはないと思います。ただ、面積が広いので、少しずつやるしかないと思います。あと、軽トラとかはないという話なのですが、軽の乗用車があるので、それに少しずつ乗せて運ぶのではないかと思います。作物は、大根を主につくって市場へ出荷するという話でした。そのほかの野菜は、やれたら徐々にやろうかなという話です。大変きれいに作ってあるのですが、やはりあちこちに植木みたいなのが植えてあって、完全な四角い畑ではなくて、少しずつ作るというような感じの畑でした。本人も74歳ということで、失礼ですが、一応6年ぐらい借りた

いということでは言っていました。

皆様のご審議をよろしく申し上げます。

○議長（小泉勝彦君） 次に、申請地区担当委員の10番、田中幸一委員。

○10番（田中幸一君） 10番、田中です。補足はございません。

○議長（小泉勝彦君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

○12番（渡辺義一君） 12番、渡辺ですけれども、この〇〇〇さんという方は、今までも実際に農業をしている方なのですか。

○4番（陸野光男君） 4番、陸野です。私は、知らなかったです。住所が岩井ということ、元は大曾根か勝のほうの方だと思えるのですけれども、実際の仕事は見たことないので分からないのですけれども、田んぼは委託でやっているということです。畑は、だから実際は見たことないです。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。畑については、自家用で耕作していたと、本人はおっしゃっていました。田んぼのほうは、先ほど委員からもお話ありましたとおり、作業委託という形でやられているということです。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。お願いします。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 13番、注連野です。この〇〇〇さんには、譲渡人のほうからやっってくださいと申し入れたのでしょうか。それとも〇〇〇さんのほうが、何か情報を得て借りることになったのでしょうか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○4番（陸野光男君） 4番、陸野です。譲受人と譲渡人の関係は親戚同士になるそうで、高齢のためにそういう話になったようです。

○会長職務代理者（注連野千佳代君） 分かりました。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第1号の整理番号2についてご説明いたします。

議案の1ページを御覧ください。本件は、令和2年12月15日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が、市内在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲渡人は、農業経営縮小のため譲受人に売却したいとのことです。譲受人は、農業経営拡大のため購入したいとのことです。

総会資料5ページの位置図及び6ページの現地写真を御覧ください。場所は、野田字秋葉台、字向山です。現地を確認したところ、現地は畑で耕作されていました。

総会資料7ページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地が2筆ありますが、水はけが悪く畑地化しても耕作困難な農地であり、草刈りなど保全管理を実施していることから、効率利用要件に該当しています。

農機具などについては、トラクター、耕耘機、農用車を所有しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で1,100日従事しており、基準の150日以上従事しているため要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が157アールとなっており、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

事務局の説明が終了しましたので、権利者住所地担当委員及び申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

12番、渡辺義一委員。

○12番（渡辺義一君） 12番、渡辺です。12月20日午前8時より、譲受人の〇〇〇さんと畑の現地確認に行ってきました。この畑は、両方、2年ほど前から本人の名前で耕作をしています。本人は、もうその当時から専業農家ということで親の代から作っていたわけですがけれども、これは2年ぐらい前から自分が耕作するようになって、この譲渡人の方から購入してくれないかという話になったそうで、

今回売買という形で譲り受けるということ。ここの畑の現況は落花生を作って収穫した後で、本当に草一本生えていない状態でした。近所なのでいつも見っていますが、きちんと耕作されています。ほかに問題はないと思いますので、皆さんの審議、よろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の3について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第1号の整理番号3についてご説明いたします。

議案の2ページを御覧ください。本件は、令和2年12月16日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が、市外在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲渡人は、後継者不在のため売却したいとのことです。譲受人は、以前から譲渡人に頼まれて耕作しており、耕作上便利なため購入したいとのことです。

総会資料8ページの位置図及び9ページの現地写真を御覧ください。場所は、上宮田字作田です。現地を確認したところ、現地は田で耕作されていました。

総会資料10ページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具などについては、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、もみすり機、農用車を所有しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で200日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が311アールとなっており、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、権利者住所地担当委員及び申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

6番、石川和利委員。

○6番（石川和利君） 6番の石川です。29日の9時から現地調査に行きまして、写真のとおり耕作しており、以前から、親の代から耕作をしており、譲渡人から売買の申出があり、購入に当たり、これからも水田として活用していくということでもありますので、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の3について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については、許可と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1について、事務局の説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。議案第2号の整理番号1についてご説明いたします。

議案3ページを御覧ください。本件は、市外の法人が、自身が所有する農地1筆を資材置場用地に転用しようとする案件であり、土地の所在等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、令和2年12月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料11ページの位置図を御覧ください。申請地は、姉崎袖ヶ浦インターチェンジの南東側約720メートルに位置し、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

総会資料12ページを御覧ください。土地利用については、土砂等の搬入はなく、申請地を整地した後、不動産事業で使用する山砂などの置場にする計画となっております。

排水関連については、雨水は自然浸透させ、汚水、雑排水はないとのこと。

また、安全対策については、周囲をフェンスで囲う計画とのこと。

所要資金については、借入金により賄う計画となっております。

総会資料13ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

○8番（関 巖君） 8番、関です。申請人が農業法人ではないように見えるのですけれども、なぜ農地を持っているかということの説明いただきたいと思います。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。この法人は、不動産業をやっていますが時効取得により登記が完了され農地を取得したものでございます。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

○12番（渡辺義一君） 12番、渡辺ですけれども、この写真を見る限りは、よく分からないのですけれども、どういう状態になっているのですか、これは。草が生えているという状態ですか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。現地は、草刈りはされている状態で、保全管理というような状態でした。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成多数でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第3号の1ないし議案第3号の3については関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。議案第3号の整理番号1ないし3についてご説明いたします。

議案4ページを御覧ください。本件は、市外の法人が、市内在住の土地所有者から農地3筆、3,063平方メートルを賃貸借し、袖ヶ浦市役所の庁舎整備に伴い、転用許可後3年間、資材置場及び駐車場用地として一時転用しようとする案件です。

総会資料の14ページの位置図を御覧ください。申請地は、袖ヶ浦市役所の西側約100メートルに位置し、右上の農地1筆は、市役所から300メートル以内の立地により第3種農地と判断されます。

また、右下と左の農地2筆は、市の農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にあることから、農用地区域内にある農地となります。

県の農地転用事務指針では、農用地における農地転用は、原則として許可しないこととされておりますが、今回の案件については、転用許可の例外として規定されている仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められること及び市の定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることに該当するというので、君津農業事務所と共通認識がなされております。

なお、農業振興地域整備計画については、市農林振興課から支障なしとの回答が得られております。

総会資料の15ページの土地利用計画図を御覧ください。購入土によりかさ上げた地盤に碎石を敷き、作業員等の駐車場64台分と一坪倉庫を設置するほか、鉄板を敷き仮設事務所1棟を設置いたします。

排水関係については、雨水は自然浸透処理し、汚水、雑排水は、仮設浄化槽にて処理後、市庁舎敷地内北側暗渠へ排水する計画となっております。

所要資金については、自己資金で賄う計画となっております。

総会資料の16ページに仮設事務所の平面図を、また17ページに立面図を添付しております。

総会資料18ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

中山運営委員会委員長、お願いします。

○運営委員会委員長（中山 明君） 15番、中山です。それでは、運営委員会の内容についてご報告いたします。

議案第3号の整理番号1ないし整理番号3についてですが、市外の法人が、市内在住の土地所有者から農地3筆、3,063平方メートルを賃貸借し、袖ヶ浦市役所の庁舎整備に伴い、転用許可後の3年間、資材置場及び駐車場用地として一時転用しようとする案件でございます。

これは、去年の12月25日に運営委員会を開催いたしまして、現地の調査及び関係者から状況確認をするとともに審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告いたしたいと思っております。

現地確認は、午後1時40分から市役所の農業委員会の事務局がある7階で、下で見るよりも上のほうがいいということで7階から見させていただきました。申請地の確認をするとともに、事業説明をしていただき、質疑応答を行いました。

主な質疑内容でございますが、申請地に隣接するほかの農地にはどのように入るのかという質問についてですが、線路に沿った赤道がありまして、また周囲の田に沿った赤道があり、そこを進入路として利用できるとの回答がございました。

また、3年間の一時転用期間がもし長引いた場合はどうするのかという質問については、工事が長引いたら、それに並行して別の土地を探すとの回答がございました。

そして、審査会は、午後2時から袖ヶ浦市役所旧館3階、大会議室において、譲受人及び代理人に出席していただき行いまして、事務局からの議案説明を受けた後、委員からの質問があり、説明をいただきましたので、その主な内容について報告したいと思います。

事業説明では、購入土により、かさ上げた地盤に砕石を敷き、作業員等の駐車場64台分と一坪倉庫を設置するほか、鉄板を全面的に敷き、仮設事務所、3階建ての事務所を1棟設置するとのことでございました。

排水関係については、雨水は自然浸透処理し、汚水、雑排水は、仮設浄化槽にて処理後、市庁舎敷地内北側暗渠へ排水されるとのことでございました。

ほかに質疑といたしまして、申請地の利用計画に関する質問があり、主として駐車場及び仮設事務所として利用するという説明がございました。

なお、資材置場としては、建築資材を置く予定は一切なく、一坪倉庫を設置し、作業員が利用する道具を置くとのことでございました。

また、仮設事務所の利用に関する質問では、仮設事務所1階は、作業員の詰所及びトイレとして利用し、2階については、建築工事の事務所、3階については、会議室及び事務所で利用するとの説明がございました。

運営委員会委員による採決の結果でございますが、運営委員全員一致にて許可すべきものということになりました。

以上、ご報告いたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまでございます。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の1ないし議案第3号の3について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1ないし議案第3号の3については許可相当と決定いたします。

◎議案第4号 令和2年度第10次農用地利用集積計画（案）の承認について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第4号 令和2年度第10次農用地利用集積計画（案）の承認についてを議題といたしますが、委員に関わる案件がありますので、農業委員会法第31条の規定により議事参与できません。審議が終わるまで関係委員の退席を求めます。

1番、小倉哲也委員、15番、中山明委員。

〔1番 小倉哲也委員、15番 中山 明委員退席〕

○議長（小泉勝彦君） 議案第4号について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第4号の令和2年度第10次農用地利用集積計画（案）についてご説明いたします。

議案第4号を御覧ください。この集積計画については、農地法第3条第1項第7号に該当し、農地法の規定による許可申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び

決定を受けるために審議をしていただくものです。

それでは、議案第4号の37ページから38ページを御覧ください。今回の申請は、利用権設定が19件で、うち15件が農地中間管理事業による一括の権利設定での利用権設定となっております。利用権設定を受ける方の面積は、合計で1,574.82アールとなっております。利用権設定の詳細内容につきましては、1ページから36ページに記載のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、42ページを御覧ください。農業経営基盤強化促進法による所有権移転は3件で、合計面積は139.52アールとなっております。所有権設定の詳細内容につきましては、計画書(案)の39ページから41ページに記載のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(小泉勝彦君) 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(小泉勝彦君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(小泉勝彦君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(小泉勝彦君) 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

〔1番 小倉哲也委員、15番 中山 明委員着席〕

◎議案第5号 令和2年度第3次農用地利用配分計画(案)に対する意見について

○議長(小泉勝彦君) 次に、議案第5号 令和2年度第3次農用地利用配分計画(案)に対する意見についてを議題といたします。

議案第5号について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局(山田尚史君) 事務局の山田です。議案第5号 令和2年度第3次農用地利用配分計画(案)についてご説明いたします。

この利用配分計画については、農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会を通して、農地を貸したい方と借りたい方のマッチングが成立した案件に関する計画(案)について、農地中間管

理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会の意見を伺うものです。今回は、個別案件の配分計画（案）が2件となっております。

初めに、2ページから3ページを御覧ください。農地の借受者は、市内の個人です。借り受ける農地は、大曾根地先9筆となっております。借り受けに係る双方の詳細な契約内容については、配分計画（案）の4ページから5ページのとおりとなっております。

6ページは、借受者の現状及び事業計画の情報となっております。

次に、7ページを御覧ください。農地の借受者は、市内の個人です。借り受ける農地は、下宮田地先1筆となっております。借り受けに係る双方の詳細な契約内容については、配分計画（案）の8ページから9ページのとおりとなっております。

10ページは、借受者の現状及び事業計画の情報となっております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。どうぞ。

○8番（関 巖君） 8番、関です。2ページのこの表の一番右側の備考というところで、0.5俵相当額と記載されていますが、これは何を意味していますか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（山田尚史君） こちらは賃料のことについてですが、こちらが今0.5俵、いわゆる1万円とか2万円とかで金額を指定するのではなく、その年度の米の代金、価格に応じて、この場合で0.5俵ですから30キログラムに相当する金額を現金で、米ではなくて現金で支払うという形になります。それが、これですと1反当たりで、10アール当たりでは0.5俵、30キロになるので、それぞれの筆については面積、それぞれの面積を換算して支払われるという形になります。

○8番（関 巖君） 今の表の一番下がちょうど1反になっていますよね。大曾根〇〇〇。1反で借賃、0.37俵相当額、これと今説明を受けた備考の0.5俵相当額の違いというのは。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。こちらの大曾根地先の地番につきましては、現在圃場整備事業、浮戸川上流Ⅲ期地区の事業が行われており、それに従い減歩、要は元の面積の列を見ていただきたいのですが、こちらに括弧がついていないものが圃場整備前の登記簿上の面積、その下の括弧がついている中の面積が、圃場整備を行って、現在既に工事が終わっていますので、現時点における実際の面積という形になります。そのため現時点では、先ほど言いました一番下の大曾根〇〇〇につきましては、現時点の面積、圃場整備で割りつけ直した面積は747平方メートルとなるため、反当たり0.5俵という面積当たりを掛けますと0.37俵相当額となる形になります。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○8番（関 巖君） 分かりました。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第5号について賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 下限面積要件に関する取扱い（案）について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第6号 下限面積要件に関する取扱い（案）についてを議題といたします。

議案第6号について事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。議案第6号 下限面積要件に関する取扱い（案）について説明させていただきます。

議案の9ページを御覧ください。下限面積要件については、農業委員による検討及び農業委員・農地利用最適化推進委員意見交換会で検討を行ってきたところですが、検討結果による取扱い（案）について皆様のご承認をいただくものです。

初めに、（1）の下限面積要件については、現状の50アールを維持し、引下げを行わないこととする。ただし、施設園芸などの高収益が見込まれる経営などについては、50アール未満の面積であっても、農地法施行令に定める例外規定により、農業委員会が個別に判断することとする。

（2）、下限面積要件の例外規定の適用基準については、具体的な数値基準は設定せず、案件ごとに経営計画の内容を審査して例外規定の適否の判断をすることとする。

また、次年度以降の検討につきましては、下限面積要件については、農業委員・農地利用最適化推進委員意見交換会において、全体から集めた意見を基に、総会で次年度の下限面積要件を決定することとし、下限面積要件の例外規定の適用については、今後運用していく中で適用事例がある程度蓄積された時点で、適用基準の策定について再度検討を行うこととする。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。お願いします。

○8番（関 巖君） 8番、関ですけれども、大きな2番の次年度以降の検討についての1行目、2行目を見ると、農業委員会等で下限面積について毎年審議をするというふうに理解してよろしいのですか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。お答えさせていただきます。

従来下限面積要件につきましては、毎年3月の総会において議題として次年度のものを決めてきたものでありますが、そういったわけで今後推進委員さんからの意見も毎年確認を行うために、意見交換会の場において、下限面積について皆様の意見、全体からの意見を伺って、それを参考にした上で次年度のものを決めていくということになります。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（森 博君） 森ですけれども、次年度以降も検討するというふうにしてございますけれども、令和2年度、今年度に皆さんにさせていただいたように何度も何度も議論をしていただくというイメージではなく、変える必要、何か新たな情報があつて、これを変えなくてはいけないなとかという状況になれば、また検討を何回か重ねていただくことになろうかと思うのですけれども、特段今回の結論を見直す何かの要素が出てこなければ、お時間を要するものではなく決定していけるのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○8番（関 巖君） はい。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第6号について賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。協議報告第1号についてご報告いたします。

議案5ページを御覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は、令和2年11月1日から11月30日までで、1件でございます。

続きまして、協議報告第2号についてご報告いたします。

6ページから8ページを御覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので報告いたします。

なお、専決処理期間は、令和2年11月1日から11月30日までで、10件でございます。

報告は以上でございます。

○議長（小泉勝彦君） 報告は以上でございます。

◎その他

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 事務局から何かありますか。お願いします。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。農業委員会運営委員の変更についてです。運営委員につきましては、袖ヶ浦市農業委員会運営委員会設置要綱第3条の規定により、農業委員が互選により定めた委員7名をもって組織することとなっており、当初の選出において各地区のバランスを考慮したものとさせていただいております。

現在、旧袖ヶ浦地区、昭和、長浦、根形地区からは、当初の選出時点での諸事情により昭和地区からの選出はなく、長浦地区の田中委員、根形地区の中山委員と渡辺委員の計3名の選出となっておりますが、このたび昭和地区の関委員が運営委員会業務に従事できるようになられたとのことでした。

要綱の規定では互選とされておりますが、地区バランスを考慮し、検討した結果、本日から根形地区の渡辺委員を関委員に交代いただき、各地区1名の委員構成として運用していくこととさせていた

だきますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小泉勝彦君） 本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長（小泉勝彦君） これをもちまして第22回農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後2時58分 閉会